

令和6年1月分～3月分の学校給食費無償化します

物価高騰が続く中、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的として、国の「重点支援臨時交付金」を活用し、北斗市に住所を置き、北斗市立小中学校に通う児童・生徒の学校給食費保護者負担分について、**令和6年1月から3月分の学校給食費を完全無償化**します。給食費の取り扱いにつきましては、以下のとおりとなっています。

無償化の期間 令和6年1月分から3月分

無償化の対象者 北斗市に住民票があり、北斗市立小中学校に通学する児童・生徒の学校給食費

○納付書利用の方

無償化対象月の納付書は使用しないようにお願いします。

※1月分～3月分をお支払いされた方には、還付請求書を送付いたします。ご案内がありますので、そちらをご確認ください。

○口座振替利用の方

1月分以降の口座振替は実施しません。

※12月分迄の口座振替が残高不足により振替不能の場合は、1月31日に引き落としになります。

○児童手当天引き利用の方

児童手当2月支給分（10月・11月・12月・1月）から学校給食費（10月分・11月分・12月分）の天引きをいたします。

お問い合わせ先

北斗市第1学校給食共同調理場 電話0138-73-2057

北斗市第2学校給食共同調理場 電話0138-77-8513